

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（案）概要

1 改正理由

地方公務員の育児休業等に関する法律（以下「法」という。）の一部改正（H28.12.2 公布、H29.1.1 施行）等により、育児休業等の対象となる子の範囲を拡大する等の措置を講ずる必要がある。

2 主な改正点

(1) 育児休業の取得要件の緩和

育児休業をすることができる再任用短時間勤務職員の要件について、以下のよう
に改める。

	現 行	改 正 案
在職期間	任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間が1年以上	〔現行どおり〕
任用継続の見込み	<u>その養育する子が1歳に達する日を超えて任命権者を同じくする職に引き続き在職することが見込まれる。</u>	〔廃止〕
任用継続の可能性	その養育する子が <u>2歳</u> になるまでの間にその任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと、及び任命権者を同じくする職に引き続き採用されないことが明らかでない。	その養育する子が <u>1歳6か月</u> になるまでの間にその任期が満了し、かつ、当該任期が更新されないこと、及び任命権者を同じくする職に引き続き採用されないことが明らかでない。
勤務日数	週の勤務日数が3日以上（又は年の勤務日数が121日以上）	〔現行どおり〕

(2) 育児休業等の対象となる子の範囲の拡大

育児休業等の対象となる子に範囲に、法の規定により子の範囲に含むものとされている者のほか、養子縁組里親としての職員に委託することが適当と認められるにもかかわらず、実親等が反対したことにより養育里親としての当該職員に委託されている児童も含むものとする。

【参考】子の範囲に含むものとする対象

- 1 特別養子縁組を成立させるために現に職員が監護している者（法律で規定）
- 2 養子縁組里親としての職員に委託されている児童（法律で規定）
- 3 養子縁組里親としての職員に委託することが適当と認められるにもかかわらず、実親等が反対したことにより、養育里親としての当該職員に委託されている児童（条例で規定）

上記1及び2については、法により対象となる旨が規定されていることから、条例中では規定していない。

- (3) 子の範囲の拡大に伴う再度の育児休業等ができる特別の事情の追加
既に育児休業等をしている職員が、特別養子縁組を成立させるために現に職員が監護している者等について、新たに育児休業等を行うことにより先の育児休業等が取り消された後に、当該特別養子縁組が不成立となった場合等は、先の育児休業等に係る子について再度育児休業等を行うことができる旨を定める。
- (4) 介護時間の導入に伴う調整規定の整備
部分休業と介護時間又は育児時間を同時に取得する場合、合計して1日につき2時間を超えない範囲内で承認することを定める。

3 施行期日 公布の日